

伊賀市・名張市
福祉医療費助成制度の手引き
(医療機関等用)

(案)

平成30年 4月

伊賀市健康福祉部 保険年金課

名張市市民部 保険年金室

目 次

第 1 章 伊賀市・名張市における福祉医療費助成制度について	
1 制度の概要	… P. 2
2 現物給付について	… P. 4
3 他法等との優先関係	… P. 4
第 2 章 受給資格証について	
1 償還給付用の受給資格証見本	… P. 5
2 現物給付用の受給資格証見本	… P. 7
第 3 章 医療機関等における取り扱いについて	
1 受給資格証の確認	… P. 9
2 有効期間の確認	… P. 10
3 自己負担金の徴収	… P. 10
4 「限度額適用認定証」の確認について	… P. 10
5 現物給付対象者判定フローチャート	… P. 11
第 4 章 医療費助成の流れについて	
1 償還給付方式(従来方式)	… P. 12
2 現物給付方式(就学前児童(6 歳以下))	… P. 13
第 5 章 レセプトの記載要領	
1 現物給付におけるレセプト作成に当たっての留意点	…P. 14
2 レセプトの記載事例	…P. 14
現物給付に関するQ&A	
1 受給資格について	… P. 15
2 医療機関等窓口でのその他取り扱いについて	… P. 16
3 併用レセプトについて	… P. 18
お問い合わせ先	
1 伊賀市	…P. 19
2 名張市	…P. 19

第 1 章 伊賀市・名張市における福祉医療費助成制度について

1. 制度の概要

福祉医療費助成制度は、障がい者、一人親家庭等及び、子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的として実施される制度です。伊賀市・名張市に住所を有する方で、下記要件に該当し、資格申請をされた方にはそれぞれの市より受給資格証を発行し、医療費を助成します。

(1) 伊賀市における福祉医療費制度

	要件	所得制限	対象医療費	助成方法
障がい者	次の①～③をお持ちの方 ① 身体障害者手帳 1～3 級 ② 療育手帳 A 1～2 または B 1～2 ③ 精神障害保健手帳 1～2 級	有	・保険診療の自己負担相当額 ・精神（要件③）は外来分のみ 助成	償還払い※ 2 （一定条件に該当する場合 現物給付※ 3）
一人親家庭等	① 18 歳未満児（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで、4 月 1 日生まれは前月末日まで）を扶養している一人親家庭の母または父及びその児童 ② 父母のいない 18 歳未満児	有	・保険診療の自己負担相当額	
子ども	中学 3 年生まで（15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで、4 月 1 日生まれは前月末日まで）の子ども	有 ※ 1	同上	

◎助成対象外（次の場合は医療費の助成はできません）

<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格証の提示がない場合 ・健康保険が適用されない場合 ・学校や保育所での負傷や疾病など、スポーツ保険振興センターの災害共済給付の対象となる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故等第三者行為による診療の場合 ・生活保護法による医療扶助を受けている方
--	---

※ 1 平成 30 年 4 月以降、就学前児童については、所得制限はありません。

※ 2 償還払い・・・受給資格者が医療機関等に対して、受けた医療にかかる保険診療の一部負担相当額を支払った後に、市から受給資格者に対して支払う方法

※ 3 現物給付・・・受給資格者が、受けた医療にかかる保険診療の一部負担相当額を医療機関等に支払うことなく、市から医療機関等に対して支払う方式

（2）名張市における福祉医療費制度

	要件	所得制限	対象医療費	助成方法
障がい者	①次の(1)～(4)をお持ちの方 (1)身体障害者手帳 1～3 級 (2)身体障害者手帳 4 級とかつ療育手帳中度 (B1) (3)療育手帳 A 1～2 または B 1～2 (4)精神障害保健手帳 1～3 級 ②判定機関で知能指数 70 以下と判定を受けた方	有	・保険診療の自己負担相当額 ・助成内容については、左記の要件によって異なる。※ 1	償還払い※ 2 (一定条件に該当する場合現物給付※ 3)
一人親家庭等	①18 歳未満児（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで、4 月 1 日生まれは前月末日まで）を扶養している一人親家庭の母または父及びその児童 ②父母のいない 18 歳未満児	有	・保険診療の自己負担相当額	
子ども	中学 3 年生まで（15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで、4 月 1 日生まれは前月末日まで）の子ども	有	同上	

◎助成対象外（次の場合は医療費の助成はできません）

<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格証の提示がない場合 ・健康保険が適用されない場合 ・学校や保育所での負傷や疾病など、スポーツ保険振興センターの災害共済給付の対象となる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故等第三者行為による診療の場合 ・生活保護法による医療扶助を受けている方
--	---

※ 1 障がい者の助成内容については下記のとおり。

手帳の種類等	通院（外来）	入院
身体障害者手帳 1～3 級	全額助成	全額助成
身体障害者手帳 4 級 かつ療育手帳中度 (B1)	全額助成	全額助成
療育手帳 A	全額助成	全額助成
精神手帳 1 級	全額助成	半額助成
精神手帳 2～3 級	半額助成	半額助成
療育手帳 B1、B2、 知能指数 70 以下	半額助成	半額助成

○全額・・・保険診療分自己負担額の全額を助成します。（ただし、高額療養費、他制度での償還分は除く。）

○半額・・・保険診療分自己負担額の半額を助成します。（ただし、高額療養費、他制度での償還分は除く。）
半額助成は、満 70 歳の誕生日月までです。

※ 2 償還払い・・・受給資格者が医療機関等に対して、受けた医療にかかる保険診療の一部負担相当額を支払った後に、市から受給資格者に対して支払う方法

※ 3 現物給付・・・受給資格者が、受けた医療にかかる保険診療の一部負担相当額を医療機関等に支払うことなく、市から医療機関等に対して支払う方式

【注意】三重県の制度をもとに助成を行っておりますが、伊賀市・名張市独自の制度も含まれます。他市町と制度が異なることもありますので、ご注意ください。

2. 現物給付について

	現物給付の条件
年齢	伊賀市・名張市内に住所を有する 6 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの子ども（4 月 1 日生まれは前月末日まで）
公費	「一人親家庭等」「子ども」の公費受給資格対象者
外来医療費	伊賀市・名張市内の医療機関等での、保険診療の自己負担相当額
入院医療費	伊賀市・名張市内の医療機関等での、保険診療の自己負担相当額

3. 他法等との優先関係

福祉医療費助成制度よりも医療保険（被用者保険・国民健康保険）の高額療養費や附加給付等の給付及び他の公費負担制度等が、優先して適用されます。

※先に適用した公費負担制度等に自己負担がある場合は、その自己負担額が助成対象になります。

【公費負担制度の例】

「更生医療・育成医療・精神通院医療（障害者総合支援法）

「特定疾患治療研究事業」「小児慢性特定疾患医療」「特定医療（指定難病）」等

第2章 受給資格証について

1 償還給付用の受給資格証見本

伊賀市・名張市においては、現物給付対象年齢の受給資格証には、従来の受給資格証とともに、現物給付用の受給資格証を交付します。

また、償還給付対象年齢の受給資格者には従来の受給資格証のみを交付します。

(1) 伊賀市

福祉医療費受給資格証（従来・償還給付用）（色：ブルー）

伊賀市福祉医療費受給資格証			
種 別	子 ども		
受給資格証番号	30018XXX		
受給資格者	住 所	伊賀市上野丸之内116番地	
	フリガナ	イガ タロウ	
	氏 名	伊賀 太郎	
	生年月日	平成30年1月1日	性別
加入医療保険	<small>医療証（被保険者 別冊）の氏名</small>	伊賀 二郎	
	名 称 記号・番号	伊賀市 XXXXXXXXXX	
有効期間	平成30年 1月 1日から 平成30年 8月31日まで		
発行機関名	三重県伊賀市長【公印】		
交付年月日	平成30年 4月 1日		

最大8桁

※「障がい者」「一人親家庭等」「子ども」福祉医療 共通様式

（2）名張市

福祉医療費受給資格証（従来・償還給付用）（色：白色）

名張市福祉医療費受給資格証			
子ども			
受給資格証 番号		XXXXXXXXXX	
受給資格者	氏名	名張 花子	女
	生年月日	平成30年 1月 1日	
	住所	名張市鴻之台1番町1番地	
加入医療保険	異姓上（被保険者 組合員）の氏名	名張 一郎	
	名称 記号・番号	名張市 XXXXXXXXXX	
保護者等氏名		名張 一郎	
有効期限		平成30年 1月 1日から 平成30年 8月31日まで	
交付年月日		平成30年 1月 1日	
発行機関名		名張市長【公印】	

最大7桁

※「障がい者」「一人親家庭等」「子ども」福祉医療 共通様式

2 現物給付用の受給資格証見本

(1) 伊賀市
福祉医療費受給資格証（現物給付用）（色：黄色）

現物給付 伊賀市・名張市内医療機関のみ			
伊賀市 福祉医療費受給資格証 ※就学前児童のみ対象			
公費負担者番号	8 1 2 4 0 7 2 3		
受給資格証番号	XXXXXXXX		
受給資格者	住所	伊賀市上野丸之内110	
	フリガナ	イガ タロウ	
	氏名	伊賀 太郎	
	生年月日	平成30年1月1日	性別
有効期間	平成30年 4月 1日から 平成30年 8月31日まで		
発行機関名	三重県伊賀市長【公印】		
交付年月日	平成30年 4月 1日		

伊賀市外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。
万が一使用した場合は、伊賀市への返金が発生しますので、証は速やかに返却してください。
※医療機関等の窓口で、健康保険証とともに提示してください。
伊賀市・名張市内の医療機関等においても、現物給付に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関等にご確認ください。

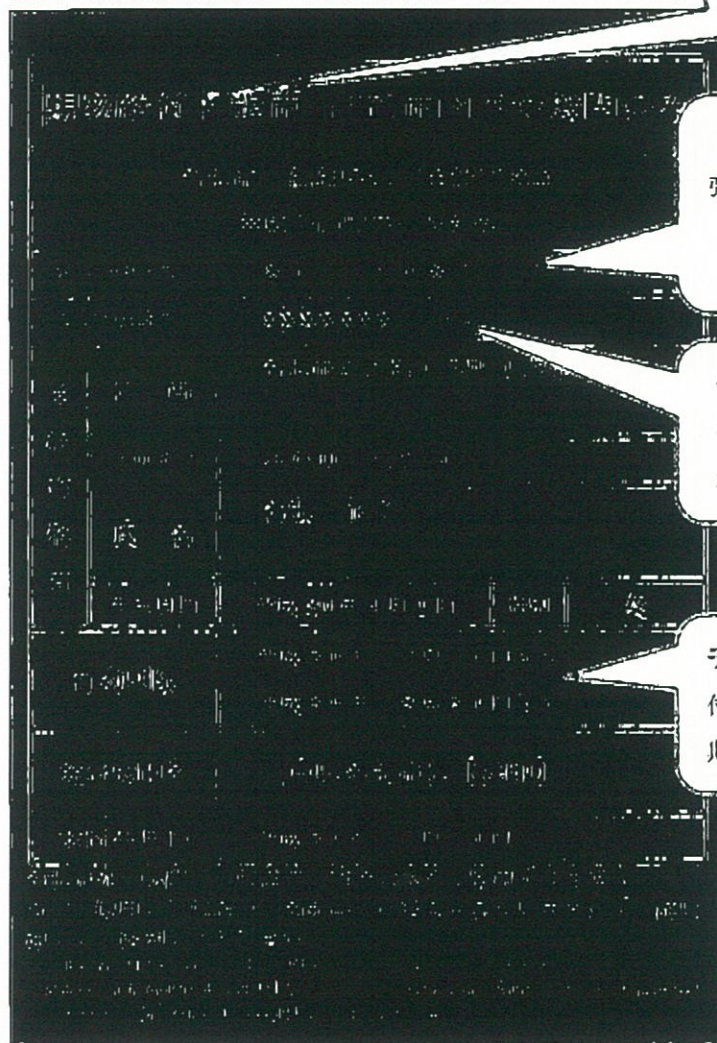
※「子ども」「一人親家庭等」福祉医療 共通様式

※1 「公費負担者番号」は、下記のとおり伊賀市福祉医療の公費種別ごとに定められた番号が記載されます。

公費種別	公費負担者番号
子ども	「8 1 2 4 0 7 2 3」
一人親家庭等	「8 2 2 4 0 7 2 2」

（2）名張市

福祉医療費受給資格証（現物給付用）（色：オレンジ色）



現金給付の表記
があります

「福祉医療現物給付：名張市」の公費負担者番号
を表示します
※1

子ども福祉医療現物給
付用の受給者番号を表
示します（最大7桁）

子ども福祉医療現物給
付用の受給資格証有効
期限を表示します。

※ 「子ども」「一人親家庭等」福祉医療 共通様式

※1 「公費負担者番号」は、下記のとおり名張市福祉医療の公費種別ごとに定められた番号が記載されます。

公費種別	公費負担者番号
子ども	「81240087」
一人親家庭等	「82240086」

第3章 医療機関等における取り扱いについて

1 受給資格証の確認

医療機関等の窓口では毎回、健康保険証と受給資格証の提示を求め、確認してください。現物給付対象年齢の受給資格者については、現物給付用の受給資格証（伊賀市：黄色、名張市：オレンジ色）を必ず確認してください。現物給付対象の診療分については、併用レセプト方式にて社会保険診療報酬支払基金（以後「支払基金」とする）及び三重県国民健康保険団体連合会（以後「国保連合会」とする）に請求をしていただくこととなります。

なお、受診時に現物給付用の受給資格証が確認できない場合は、後日、償還給付用の受給資格証（伊賀市：ブルー色、名張市：白色）を確認した上で、償還給付のものとして従来の領収証明書形式にて報告をしていただくこととなります。ただし、下記の場合のみ、その限りではありません。

【例外的なもの】

伊賀市・名張市内の医療機関等において、ひと月のうち、受診時に受給者証を「確認できた日」と「確認できなかった日」が混在する場合、下記の取扱いも可能です。

《事例》

- 1回目：5月10日受診 現物給付用受給資格証提示あり
⇒現物給付扱い（自己負担なし）
- 2回目：5月12日受診 受給資格証提示なし
⇒助成対象外（窓口にて自己負担を徴収する）
- 3回目：5月17日受診 「現物給付用受給資格証提示あり」の場合
⇒この時、2回目：5月12日受診分を医療機関等より受給資格者へ自己負担を返金し、現物給付扱いとして可能です。

※支払基金、国保連合会への診療レセプト提出までの間であれば、現物給付受給資格証の後日確認を可とします。ただし、窓口にて受給資格証表示の住所に変更がない（※特に、市外に転出していない）ことについて、口頭確認を必ず行ってください。

【伊賀市・名張市から受給資格者（保護者）への周知について】

各市から受給資格者に対し、現物給付を受けるため医療機関等での受診時に受給資格証を毎回提示する必要があることについて、広報等での告知、資格証交付時に受給資格者（保護者）に対し説明する等を行い、周知徹底に努めます。

2 有効期間の確認

受給資格証には有効期限が記載されていますので、有効期間内の受診であるか確認してください。期間外は助成の対象外となります。

また、期間内の受給資格証を持っていても、伊賀市及び名張市外へ転出する等により、既に資格を喪失している可能性があります。ついては、医療機関等での口頭確認（受給資格証の住所に変更がないか（市外へ転出していないか））をお願いいたします。

口頭確認により、受診時に市外に住所があることが判明した場合は、伊賀市及び名張市での福祉医療の助成対象外になりますので、自己負担の徴収をお願いします。

【伊賀市・名張市から資格喪失者に対する対応について】

各市より、転出等により資格を喪失した受給資格者（保護者）に対し、速やかに受給資格証を返還する必要がある旨を周知し、失効した受給資格証の回収に努めます。

また、有効期限切れの受給資格証を誤って使用しないよう注意喚起を行います。

3 自己負担金の徴収

現物給付用の受給資格証をもっていない受給資格者（義務教育就学以上の者）については、従来とおり領収証明書＋償還給付方式での助成となりますので、償還給付用の受給資格証を確認の上、医療機関の窓口で自己負担を徴収してください。

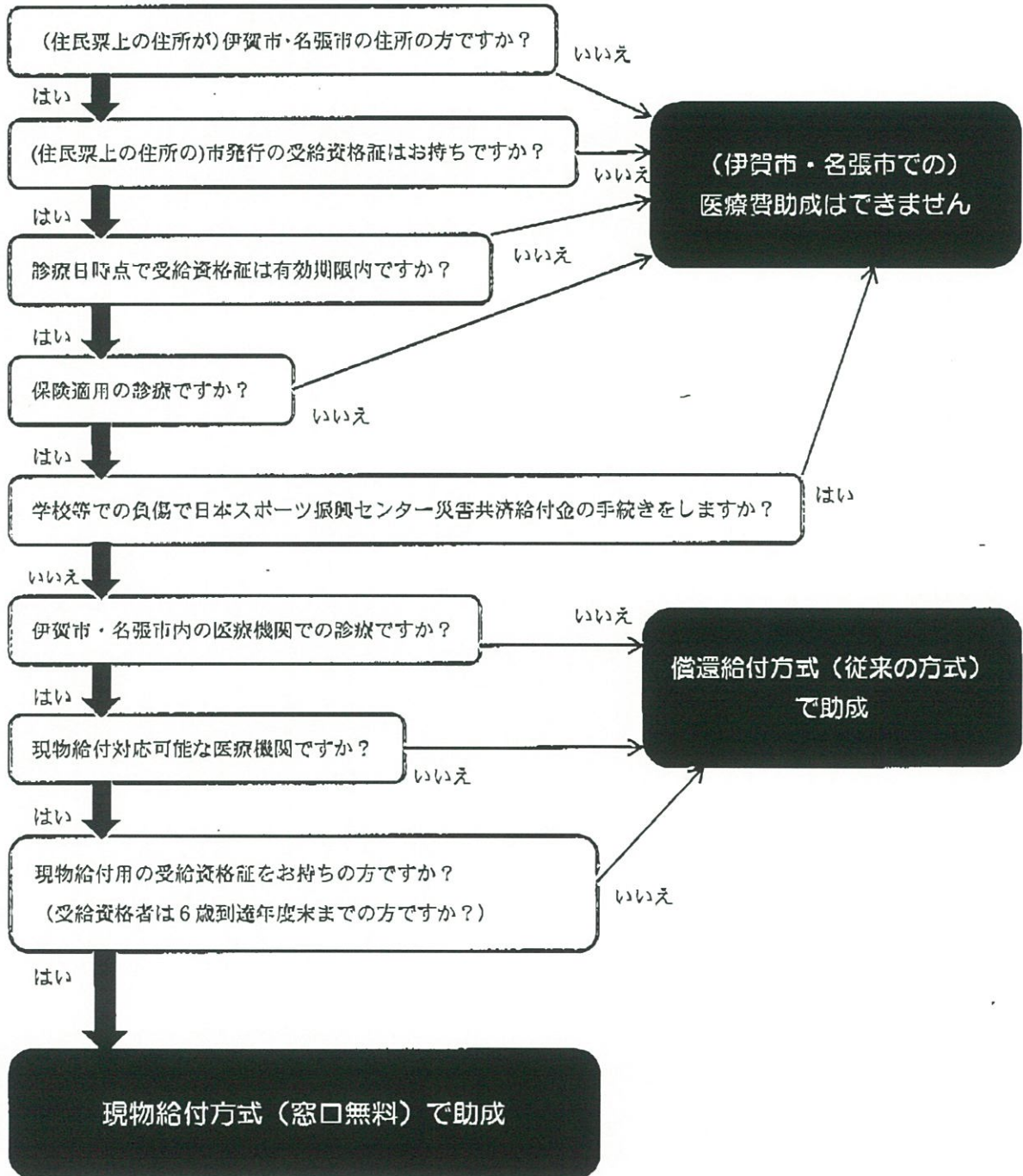
また、保険診療の対象にならない医療費は助成の対象となりませんので、医療機関等窓口で徴収してください。

4 「限度額適用認定証」の確認について

入院等により医療費が高額になった場合、医療機関等窓口にて資格受給者（保護者）に対し、「限度額適用認定証」をお持ちでないかご確認をお願いします。

市としても、受給資格者（保護者）に対し、入院等により医療費が高額になりそうな場合、「限度額適用認定証」を取得するように勧奨します。

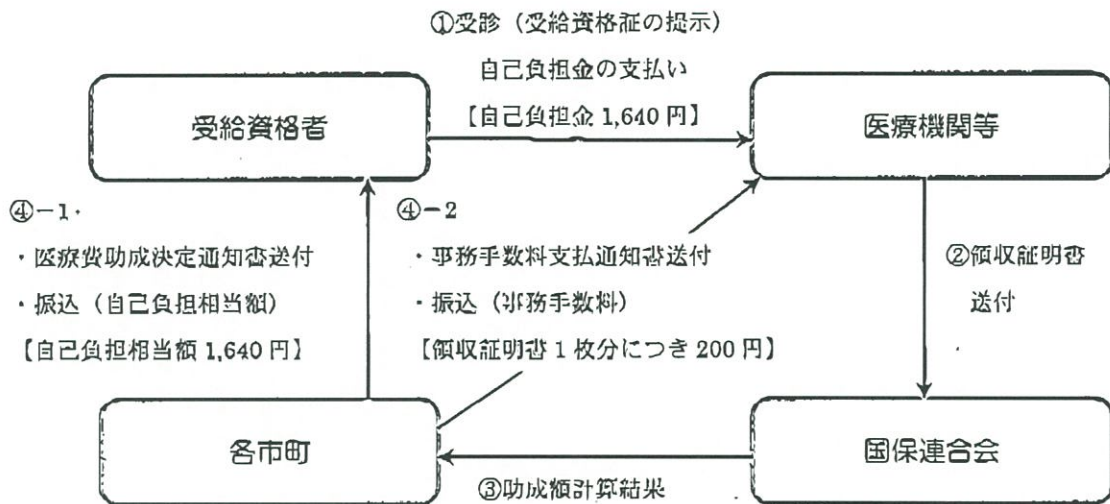
5 現物給付対象者判定フローチャート



第4章 医療費助成の流れについて

1 償還給付方式（従来方式）

例：診療点数 820 点、総医療費 8,200 円、自己負担額（2割）1,640 円 の場合

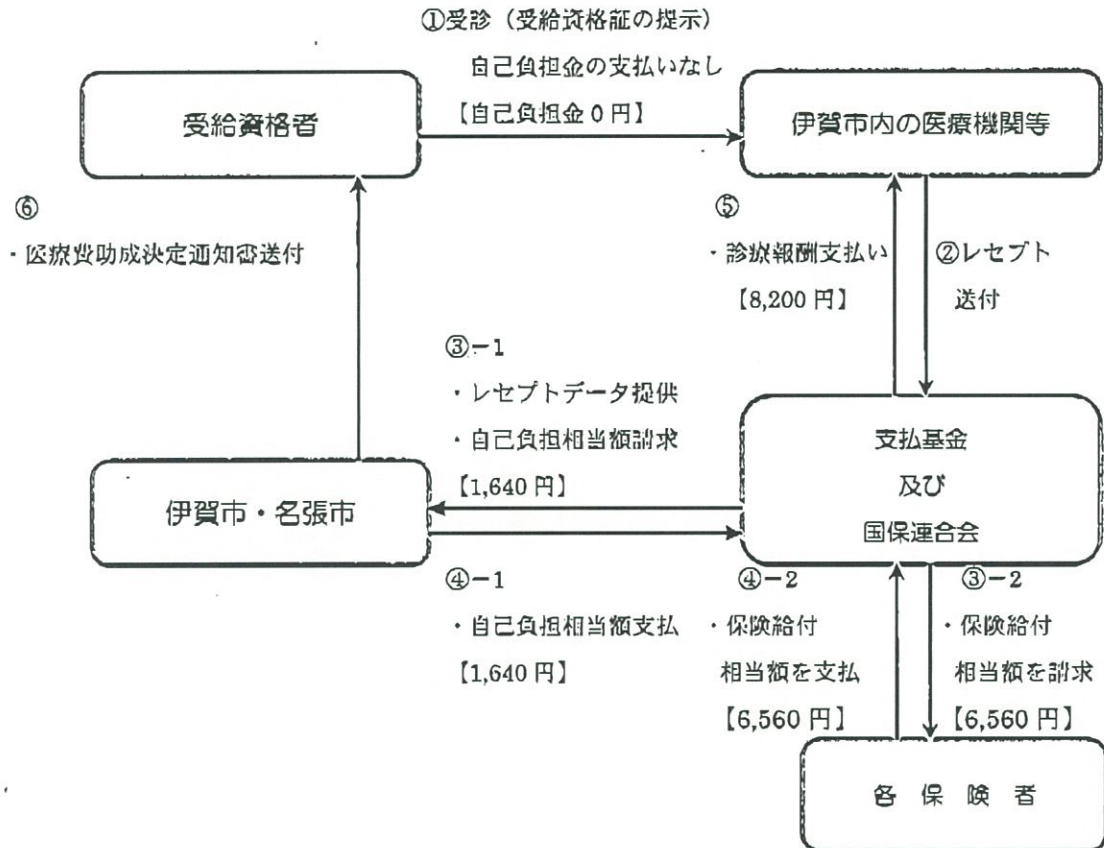


- ① 受給資格者は、医療機関等に受給資格証と健康保険証を提示する。
自己負担相当額を支払う。
- ② 医療機関等は、国保連合会に領収証明書を提出する。（原則診療翌月の 15 日）
- ③ 国保連合会は、各市町に助成額計算結果を提出する。（原則診療翌々月の 6 日）
- ④-1 各市町は、受給資格者に医療費助成決定通知書を送付し、自己負担相当額を助成する。（伊賀市は原則診療翌々月の 25 日頃、名張市は原則診療翌々月の 30 日頃）※ 1
- ④-2 各市町は医療機関等に事務手数料支払通知書を送付し、事務手数料を支払う。
（伊賀市は毎年 4 月 25 日頃、名張市は毎年 2 回（4 月、10 月頃）にまとめて支払い）

※ 1 領収証明書をもとに、高額療養費、附加給付等を除いた保険診療の自己負担相当額を算出し、受給資格者へ助成します。

2 現物給付方式（就学前児童（6 歳以下））

例：診療点数 820 点、総医療費 8,200 円、自己負担額（2 割）1,640 円 の場合



- ① 受給資格者は、医療機関等に受給資格証と健康保険証を提示する。
自己負担相当額は支払わない。
 - ② 医療機関等は、支払基金及び国保連合会に併用レセプトを提出する。
(原則診療翌月の 10 日)
 - ③-1 支払基金及び国保連合会は、各市に現物給付対象分のレセプトデータを提出する。
併せて自己負担相当額を請求。※ 1
 - ③-2 支払基金及び国保連合会は、保険者に保険給付相当額を請求。
 - ④-1 伊賀市・名張市は支払基金・国保連合会に自己負担相当額を支払う。※ 2
 - ④-2 保険者は支払基金・国保連合会に保険給付相当額を支払う。
 - ⑤ 支払基金及び国保連合会は、医療機関等に診療報酬相当額を支払う。
 - ⑥ 各市は、受給資格者に「(現物給付分) 医療費助成決定通知書」を送付する。
(時期未定)
- ※ 1 同時に支払基金及び国保連合会は伊賀市・名張市に対し、事務費手数料を請求する。
※ 2 各市は支払基金及び国保連合会に対し、事務費手数料を支払う。

第5章 レセプトの記載要領

1 現物給付におけるレセプト作成に当たっての留意点

- (1) 医療保険と福祉医療公費（「81:子ども」「82:一人親家庭等」）の併用レセプトで請求します。
他の公費負担制度がある場合は、3者併用レセプトで請求を行います。
- (2) 福祉医療費公費は、他の公費負担制度を優先します。
福祉医療公費（「81:子ども」「82:一人親家庭等」）は、他の公費負担制度において自己負担金が発生した場合に助成を行います。
- (3) 食事療養費の福祉医療公費（「81:子ども」「82:一人親家庭等」）の「請求」欄と「標準負担額」欄は、「0円」と記載します。
- (4) 国民健康保険に加入する受診者について「限度額適用認定証」が提示された場合は、証に表記されている「適用区分」を必ず特記事項に記載します。

2 レセプトの記載事例

別添資料

「（伊賀市・名張市共通）福祉医療費助成に係るレセプト及び計算事例
－未就学者窓口無料対応－」を参照ください。

現物給付に関するQ&A

1 受給資格について

Q 1. 現物給付対象年齢（就学前児童）の受給資格者が受診時に伊賀市・名張市の受給資格証を提示しなかった場合は、どう対応すればいいですか。（※出生や転入等による福祉医療受給資格取得の手続きがまだの方も含む）

A 1. 受給資格証の提示がなかった場合は、「償還払い方式」「現物給付方式」とともに医療費助成は受け付けられません。後日、受給資格証の提示があった場合にその日の医療費を「償還払い」として報告していただくことになります。

なお、支払基金及び国保連合会へ診療レセプトを提出するまでの間に、受給資格証の確認ができた場合は、受給資格証表示の住所に変更がないか（特に市外へ転出していないか）口頭確認をした上で、現物給付扱いをしていただいても構いません。

Q 2. 受給資格証の確認は受診の都度、行わなければなりませんか。

A 2. 受給資格証の確認は重要ですので必ず確認してください。市外へ転出するなど、表示の期間中であっても、常時、資格喪失の可能性があります。

伊賀市・名張市としても、転出等による資格喪失後の受給資格証の回収と資格喪失後の受給資格証を使用しないよう注意喚起に努めますが、医療機関等におかれましても、提示された受給資格証の有効期限の確認と受給資格証の表示の住所に変更がないか（特に市外へ転出していないか）の口頭確認をお願いします。

Q 3. 受給資格者が、月途中で市外へ転出した場合どうなるのですか。

A 3. 市外へ転出した場合は、資格を喪失することになるため、転出後の受診は助成の対象外となります。資格喪失後の受給資格者が誤って受給資格証を提示した場合や、医療機関等が受給資格証を確認せずに現物給付扱いとした場合、助成金の過払いが発生し、受給資格者または医療機関等からの返金をしていただく場合があります。

そのため、医療機関等の窓口での受給資格証の確認と受給資格証の表示の住所に変更がないか（特に市外へ転出していないか）についての口頭確認は重要となりますので、ご協力をお願いします。

Q 4. 福祉医療費の受給資格が喪失する要件にはどのようなものがありますか。

A 4. 資格が喪失する要件としては、①年齢到達、②死亡、③市外への転出、④生活保護の受給開始、⑤保険資格喪失（無保険）等があります。なお、資格が喪失する日は、各事由の事実が発生した日（市外転出であれば転出日）となります。

Q 5. 福祉医療費助成制度における所得制限はありますか。

A 5. これまで、「三重県福祉医療費補助金交付要領」第4条の規定により、福祉医療費助成受給者資格の認定の際、本人・保護者等の所得制限による判定を行っていました。

伊賀市においては、平成30年4月から「子ども」の公費受給資格者で義務教育就学前児童に限り、所得制限を撤廃します。※1

なお、名張市の全公費及び伊賀市の義務教育就学後の「子ども」及び「障がい者」「一人親家庭等」の公費受給資格者については、これまでどおり所得制限による判定を行います。

※1 市に受給資格認定申請をしていない等により、受診者が受給資格をもっていない場合がありますので、ご注意ください。

2 医療機関等窓口でのその他取り扱いについて

Q 6. 「限度額適用認定証」の提示を求めるのはどうしてですか。

A 6. 現物給付対象で高額療養費に該当する場合、被用者保険では一律「(ウ)：一般」の負担区分、国民健康保険では「(ア)：上位所得、(イ)：上位所得、(ウ)：一般、(エ)：一般、(オ)：低所得」の負担区分で高額療養費が計算されることとなりますが、「自己負担適用認定証」の確認ができなかった場合、全て一律「(ウ)：一般」の負担区分で計算されます。そのため国民健康保険の場合、本来保険者が負担する高額療養費が少額で計算される場合があります。

また、償還払い対象の受給資格者（保護者）についても、「限度額適用認定証」がない場合、医療機関等での窓口負担が大きくなることや、後日保険者に対し、高額療養費の請求をしていただくこととなります。

受給資格者（保護者）、保険者、事業実施機関（伊賀市・名張市）の負担軽減のため、医療機関等窓口において「限度額適用認定証」の提示を求め、また認定証をお持ちでない方については、保険者に認定証の交付を受けるようご案内をお願いします。

Q7. 受給資格者が、他の公費負担制度（小児慢性、育成医療等）の証をもっている場合はどうすればよいか。

A7. 受給資格証と一緒に、他の公費負担制度の証の提示を必ず求めてください。

福祉医療費助成制度よりも医療保険の給付及び他の公費負担制度が優先して適用されます。伊賀市・名張市は、他公費負担制度の自己負担相当額を助成することになります。

Q8. 現物給付方式の場合で、窓口徴収しなければならない費用はありますか。

A8. 入院時の食事療養費の標準負担額や保険給付の対象とならない医療費（健康診断、予防接種、入院時の部屋代等）等があります。

Q9. 受給資格者が受診の際、保護者等から「保育所で怪我をしたため、スポーツ保険の給付を受ける」との申出があった場合、どうすればよいか。

A9. 学校や保育所等の管理下における怪我等については、「日本スポーツ振興センター災害給付金（スポーツ保険）制度」の対象になり、スポーツ保険からの給付が優先されるため、福祉医療費の助成対象外となります。窓口にて必ず自己負担相当額の徴収を行ってください。

Q10. 現物給付方式により窓口で医療費を徴収しないとき、領収書の発行はどうなりますか。

A10. 受給資格者には、後日医療費助成決定通知を送付し、ご自身の医療費内容を確認していただくことから、領収書や診療明細書等の発行をしていただきますようご協力をお願いします。

Q11. 伊賀市・名張市「内」の医療機関発行の処方箋により、伊賀市・名張市「外」の調剤薬局で調剤を受けた場合、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象になりますか。

A11. 伊賀市・名張市「外」の調剤薬局のため、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象にならず、償還払いの対象になります。

Q 1 2. 伊賀市・名張市「外」の医療機関発行の処方箋により、伊賀市・名張市「内」の調剤薬局で調剤を受けた場合、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象になりますか。

A 1 2. 伊賀市・名張市「内」の調剤薬局のため、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象になります。

3 併用レセプトの提出について

Q 1 3. 併用レセプト提出後に記載内容に変更があり、医療費の過誤が生じた場合はどうすればよいか。

A 1 3. 審査機関（支払基金・国保連合会）に対し「診療報酬明細書」の取り下げ依頼を行い、再請求を行ってください。

また、過誤となった医療費については、翌月以降に審査機関において過誤調整が行われます。

Q 1 4. 他の公費負担制度を申請中の場合は、どうすればよいか。

A 1 4. 他の公費負担制度を申請中の場合は、併用レセプトの提出を一旦保留していただき、他の公費負担制度の受給者証の確認をしてから併用レセプトの提出をしていただくか、レセプト提出後に他の公費負担制度の受給者証を確認した場合は、「診療報酬明細書」の取り下げ依頼を行い、再請求を行ってください。過誤となった医療費については、翌月以降に過誤調整が行われます。

お問い合わせ先

1 伊賀市

担当部課名	伊賀市役所 健康福祉部保険年金課 医療助成係（本庁舎 1 階 9 番窓口）
所在地	〒518-8501 伊賀市上野丸之内 1 1 6 番地
連絡先	TEL：0595-22-9660（直通） FAX：0595-26-0151

2 名張市

担当部課名	名張市役所 市民部 保険年金室（医療助成担当）
所在地	〒518-0492 名張市鴻之台 1 番町 1 番地
連絡先	TEL：0595-63-7105（直通） FAX：0595-64-2560